

令和3年度 第4期

感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第4期)に関するご案内
※要請期間は、令和3年8月4日～令和3年度9月12日です。

緊急事態措置適用版(令和3年8月25日更新)

◆感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第4期)の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年8月4日から令和3年9月12日までを令和3年度第4期として、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第4期)を支給いたします。令和3年度第4期は、これまで「期間の全日」において、県の要請に協力することを要件としていましたが、緊急事態措置等の適用により、次の4つの期間に区分し、「それぞれの期間ごとで全日」協力することが要件になりました。

期間	日にち	対象エリア
期間A	8月4日～8月9日(6日間)	広島市, 三原市, 廿日市市
期間B	8月10日～8月19日(10日間)	広島市, 三原市, 廿日市市, 呉市, 尾道市, 福山市, 府中市
期間C	8月20日～8月26日(7日間) まん延防止等重点措置期間	広島市, 三原市, 廿日市市, 呉市, 尾道市, 福山市, 府中市, 竹原市, 東広島市, 府中町, 海田町, 坂町
期間D	8月27日～9月12日(17日間) 緊急事態措置期間	広島県内全域

※期間A～Dのうち、1期間のみの申請も可能です。期間Cにおいては、準備期間のために協力開始が8月20日に間に合わない場合でも、8月21日までに協力を開始し、8月26日までの全ての日に協力した場合、要件を満たします。また、期間Dにおいては、準備期間のために協力開始が8月27日に間に合わない場合でも、8月29日までに協力を開始し、9月12日までの全ての日に協力した場合、要件を満たします。ただし、準備期間(協力を行っていない日)については、支給できません。

◆対象者

共通	(1) 飲食店の店舗が 対象エリア内 に所在していること。 (2) 「 広島積極ガード店 」かつ「 新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店 」であること。 ※ 協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。 (「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として登録されます。)
期間A, B	(3) 飲食店営業許可(「1類」又は「3類」)※を取得し、 屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 (4) 要請前に「 酒類の提供 」及び「 20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が20時以降であること。) 」の 両方を満たしていること。 (注) 要請前に酒類を提供しない飲食店や要請前に20時より早く閉店していた飲食店は、対象外です。
期間C, D	(3) 飲食店営業許可(「1類」又は「3類」、又は喫茶店営業許可「1類」)※を取得し、 屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 (4) 要請前に「 酒類の提供 」、「 カラオケ設備の提供 」、「 20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が20時以降であること。) 」のうち、 1つ以上を満たしていること。

※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が上記の分類であれば、対象となります。また、令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となります。

◆支給要件

【期間A, 期間B】

飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の提供を自粛することが要件です。(カラオケを主として業としているカラオケボックスなどの店舗を除く。)

- ・全ての日に於いて、休業した場合のみ、休業申請となります。
- ・20時までの時短営業(酒類の提供11時～19時)を行った場合、時間短縮申請となります。

【期間C(まん延防止等重点措置期間)】

期間の全日、酒類の提供を行わないことが要件です。カラオケ設備の提供は、上記と同様です。

- ・全ての日に於いて、休業した場合のみ、休業申請となります。
- ・20時までの時短営業(酒類の提供なし)を行った場合、時間短縮申請となります。

【期間D(緊急事態重点措置期間)】

期間の全日、酒類及びカラオケ設備の提供を行わないことが要件です。

- ・全ての日に於いて、休業した場合のみ、休業申請となります。
- ・20時までの時短営業(酒類、カラオケ設備の提供なし)を行った場合、時間短縮申請となります。

(注) 1日でも通常営業(20時を超えて営業)を行った場合には、支給できません。

(注) 店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業扱いとなります。

令和3年度 第4期

感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第4期)に関するご案内
※要請期間は、令和3年8月4日～令和3年9月12日です。

緊急事態措置適用版(令和3年8月25日更新)

◆支給額

期間A(8/4～8/9)、期間B(8/10～8/19) 期間C(8/20～8/26) <まん防措置期間※>

	【中小企業】	【大企業】		【中小企業】	【大企業】
時短	2.0～7.0万円/日	最大19万円/日	時短	2.5～9.5万円/日	最大19.5万円/日
休業	2.5～7.5万円/日	最大19.5万円/日	休業	3.0～10万円/日	最大20万円/日

期間D(8/27～9/12) <緊急事態措置期間※>

	【中小企業】	【大企業】
時短	3.5～9.5万円/日	最大19.5万円/日
休業	4.0～10万円/日	最大20万円/日

※要請前の閉店時間が20時以降で、酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない飲食店は、休業した場合でも、時短の金額で計算します。
※要請前の閉店時間が20時より早い閉店で、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店は、休業した場合のみ対象(時短は対象外。)です。
(注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。

◆早期給付申請

早期給付額及び申請受付期間が変更となりました。

要請期間後に受け付ける申請(以下、「本申請」という)に先立ち、協力金の一部を早期給付します。

	店舗の所在地(対象エリア)	1店舗あたりの早期給付額
①	広島市, 三原市, 廿日市市, 呉市, 尾道市, 福山市, 府中市	61万円
②	竹原市, 東広島市, 府中町, 海田町, 坂町 <まん防措置期間から追加>	45万円
③	上記以外の県内市町 <緊急事態措置期間から追加>	34万円
④	①に所在し、緊急事態措置期間(期間D)から協力する飲食店	34万円

※既に25万円等を受給した場合、新たな申請なしで、追加分を給付します。既に申請済みの場合も新たな申請は不要です。
※これから申請される場合、25万円等の申請書を使用されても問題ありません(上記の金額を給付します。)
※ただし、①に所在し、緊急事態措置期間(期間D)から「時短(3.5万円/日)」で協力する飲食店が61万円を受領した場合、
本申請で1.5万円を返還する必要があります。該当する飲食店は、緊急事態措置適用版の申請書を利用してください。

○早期給付を申請できる事業者(次の全てに該当する事業者のみ申請が可能です。)

- (1)中小企業及び個人事業主 (2)過去実施分の広島県感染症拡大防止協力支援金の受給者
(3)本申請を「売上高方式」で申請する者

○早期給付の申請受付期間 令和3年8月10日(火)～**9月14日(火) ※期間延長**

○申請方法等の詳細については、こちらのURLをご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support-sanyonki.html>



◆本申請手続

(1)本申請の方法 ※WEB申請の方が郵送よりも早く支給できます。可能な方はWEBでの申請をお願いいたします。
WEB申請又は郵送(簡易書留等、配達記録が分かる方法で郵送してください。)

(2)本申請に必要な書類

※申請書類等については、要請期間の終了日までにホームページにて公表します。
(URLは、上記に記載のものと同様です。)

◆本申請受付期間 令和3年9月13日(月)～令和3年10月29日(金)

申請書類は、9月13日(月)までに、順次ホームページにて公表します。

◆問い合わせ先 広島県協力支援金センター 082-248-6851

月・水・金(9時30分～20時)

火・木・土(9時30分～17時) ※日、祝日を除く